

概要版

子ども・子育て支援事業計画

子どもも大人も 未来志向になれるまち 嵐山町

〈令和2年度～令和6年度〉

令和2年3月

嵐山町

1 計画の概要

◆ 子どもや子育て支援の意義

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、未来を紡ぐとても重要な投資です。そして、子どもの視点に立った「子どもの最善の利益」が実現されることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つでもあります。

しかしながら、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は、一層厳しさを増しています。

親自身、実際に子育てを経験することで、親として成長していくいわゆる「親育ち」の過程も地域関係の希薄化が進むなか、社会全体で支援していくことが求められています。

ゆえに、行政が、子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させるとともに、家庭を中心として、学校、地域、企業など、社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たす必要があります。

そして、家庭を築き、子どもを産み育てたいと願う人々の希望がかなえられるのと同時に、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会を実現しなければなりません。

将来の担い手である子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力なのです。

◆ 計画策定の趣旨

子育てに対して、負担や不安、孤立感を感じるのではなく、男女ともに保護者がしっかりと子どもと向き合うことで、その成長に喜びや生きがいを感じ、未来の社会をつくり、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会を実現させることが求められています。

子どもの育ちや子育てが置かれている環境が大きく変化する中、本町においては法に基づき、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を提供するとともに、次世代育成支援対策に係る施策を継続的に推進するために、「嵐山町次世代育成支援行動計画」をふまえながら、一体的に「嵐山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる地域のために、子どもと子育てを全力で応援してきました。

5年間の計画期間が終了することから、新たな「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域全体で子どもや子育て家庭を支える地域づくりに向けて、子どもの最善の利益が実現するまちづくりを目指します。

2 子ども・子育てをめぐる嵐山町の現状

◆ 子どもや子育てをめぐる環境

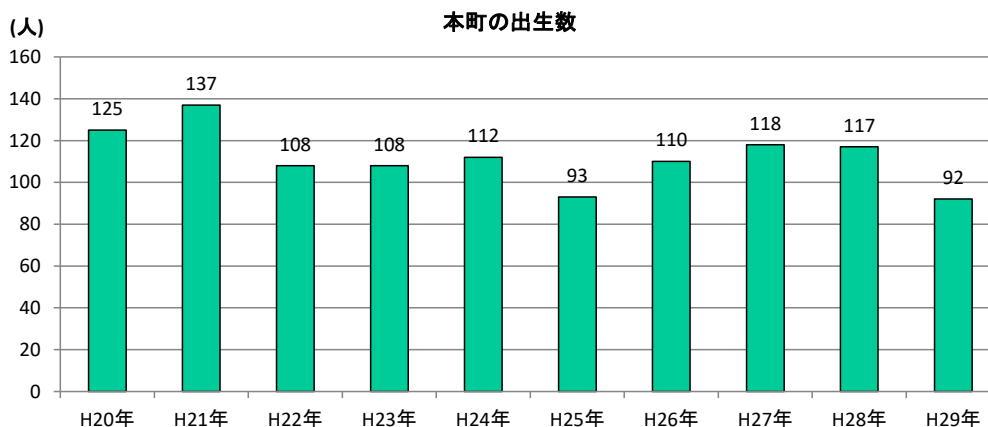
近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近な親族や近隣の住民から、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しい状況になっています。

経済状況や企業経営を取り巻く社会情勢は厳しく、若年男性をはじめとする非正規雇用の割合も高まり、共働き家庭も増加しています。

さらに、少子化による子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少し、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会も減少するなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

【出生数の減少】

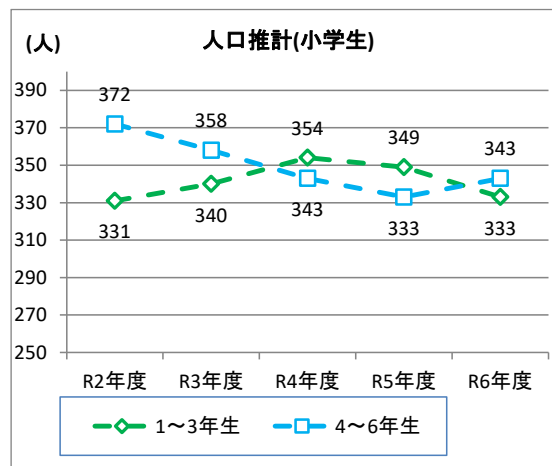
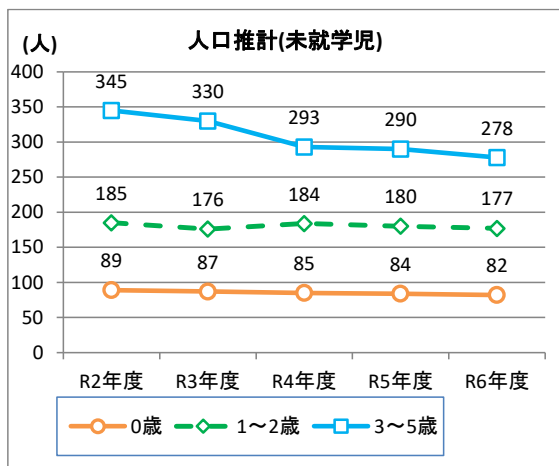
本町の出生数は、平成 20 年から平成 29 年にかけて増減しながら減少傾向で推移しており、近年では毎年約 100 人程度の出生数となっています。



資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課

【人口推計】

本町の未就学児と小学生の令和 2 年から令和 6 年までの人口推計をみると、未就学児及び小学校ともに減少で推移すると予測されます。0 歳児をみると令和 6 年では 82 人と、ここ 5 年間で 7 人減少することが見込まれています。



資料：コーホート変化率法による人口推計

3 計画の基本的な考え方

子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、嵐山町次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぎ、子どもの最善の利益が実現するまちを目指します。

嵐山町 子ども・子育て支援事業計画の基本理念

子どもも大人も 未来志向になれるまち 嵐山町

計画の基本目標

嵐山町子ども・子育て支援事業計画

基本目標 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援の充実

嵐山町次世代育成支援行動計画(第2期後期計画)

基本目標1 地域における子育ての支援

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本目標6 子ども等の安全の確保

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

4 計画の取組

◆ 子ども・子育て支援事業計画

基本目標 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援の充実

平成30年度に実施したニーズ調査を踏まえ、計画の期間における幼稚園・認定こども園・保育所の利用児童数を推計し、必要な整備を行います。

子ども・子育て支援新制度では、保護者等の状況により3つの認定区分が設けられ、この区分に基づき施設型給付（施設・事業者が代理受領）が行われます。

認定区分	給付の内容	利用する施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	●教育標準時間*	幼稚園 ----- 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 ----- 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 ----- 認定こども園 ----- 小規模保育等

*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

◆ 教育・保育事業の推進

町の教育・保育施設は、現在、幼稚園が1か所（定員100人）、認可保育所が4か所（定員247人）です。今後も、児童が減少する中、共働き世帯の増加等を勘案し、現状の施設数、定員数を維持することで教育・保育施設の受け入れを確保します。

(単位:人)		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	1号認定	117	112	99	98	94
	2号認定	196	188	168	166	160
	3号認定	112(18)	107(18)	111(18)	108(17)	107(17)
②確保方策	1号認定	136	136	136	136	136
	2号認定	197	191	191	191	191
	3号認定	115(19)	115(19)	115(19)	115(19)	115(19)

※表中()内は0歳児の内数。

※確保方策は町外委託等も含めた数字。

◆ 地域子ども・子育て支援事業の推進

すべての子ども・子育て家庭を対象とした地域子ども・子育て支援事業を充実します。

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
①利用者支援事業	量の見込み(か所)	1	1	1	1	1	
	確保方策(か所)	1	1	1	1	1	
②地域子育て支援拠点事業	量の見込み(人回)	6,629	6,350	6,018	5,933	5,751	
	確保方策 (人回、か所)	6,629 2か所	6,350 2か所	6,018 2か所	5,933 2か所	5,751 2か所	
③妊婦健康診査事業	量の見込み(人)	89	87	85	84	82	
	確保方策	実施体制: 県内の登録医療機関で実施					
④乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(人)	89	87	85	84	82	
	確保方策	実施体制: 保健師3人、看護師3人 実施機関: 子育て支援課					
⑤養育支援訪問事業	量の見込み(人)	18	18	18	18	18	
	確保方策	実施体制: 保健師3人 実施機関: 子育て支援課					
⑥子育て短期支援事業	量の見込み(人日)	0	0	0	0	0	
	確保の内容	必要に応じて対応することとする。					
⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	量の見込み(人日)	403	394	384	377	370	
	確保方策(人日)	403	394	384	377	370	
⑧一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	量の見込み(人日)	1,900	1,880	1,840	1,800	1,760
		確保方策(人日)	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	量の見込み(人日)	1,370	1,310	1,240	1,220	1,190
		確保方策(人日)	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
⑨延長保育事業	量の見込み(人)	13	12	12	12	11	
	確保の内容	認可保育所4か所で実施					
⑩病児・病後児保育事業	量の見込み(人日)	-	-	-	-	-	
	確保の内容	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の中で、病児・病後児預かりとして対応します。					
⑪放課後児童健全育成事業	量の見込み(人)	低学年	127	130	136	134	128
		高学年	68	65	63	61	63
		合計	195	195	199	195	191
	確保方策(人)	200	200	200	200	200	
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業		必要に応じ助成を検討します。					
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		必要に応じ助成を検討します。					

次世代育成支援行動計画 体系図

1. 地域における子育ての支援

- ①地域における子育て支援サービスの充実
- ②保育サービスの充実
- ③子育て支援のネットワークづくり
- ④子どもの健全育成
- ⑤地域における人材育成

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- ②「食育」の推進
- ③学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- ④小児医療の充実

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ①次代の親の育成
- ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③家庭や地域の教育力の向上
- ④子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4. 子育てを支援する生活環境の整備

- ①良質な住宅の確保
- ②良好な居住環境の確保
- ③安全な道路交通環境の整備

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ①多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
- ②仕事と子育ての両立の推進
- ③男女共同参画の推進

6. 子ども等の安全の確保

- ①子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ③子どもの権利擁護

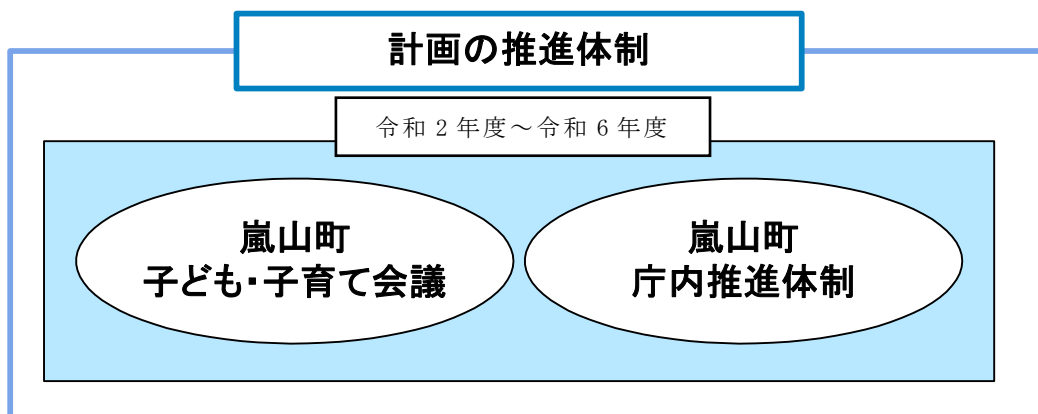
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③障害児施策の充実

5 推進体制と進捗管理

計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携し、町全体として、子ども・子育て支援に取り組めます。



計画の進捗管理

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、年度ごとに庁内で実施状況を取りまとめ、町民の方などで構成される協議会等での評価審議を行い、その結果を広報等を通じて公表します。

令和2年3月発行

発行 嵐山町

編集 嵐山町子育て支援課

〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030 番地 1

TEL 0493-62-2150 (代表)

町ホームページ <http://www.town.ranzan.saitama.jp/>